

平成20年12月15日
佐世保市契約監理室

工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の適用資材の拡大について

佐世保市（水道局等含む）発注の建設工事における工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の規定について、下記のとおり対象資材を拡大し適用します。

記

1 適用年月日

平成20年12月1日

2 対象工事

以下の①から④の全てに該当する工事が対象になります。

①契約工期の工期末が適用年月日以降の工事

②請負代金額（税込）250万円以上の工事

③工期末の60日前までに単品スライド条項に基づく請負代金額の請求があった工事

④協議開始の日までにスライド額の算定に必要な証明書類の提出がなされた工事

ただし、同条項に基づく請負代金変更の請求日以前に検査が完了している工事部分は対象となりません。

3 追加となる対象資材

○アスファルト類

アスファルト類に該当する材料の価格高騰による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、アスファルト類をスライド額算定の対象資材とする。

アスファルト類の主なもの：合材、乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等

4 経過措置

工期末が平成21年1月7日以前の工事については、上記2-③で「60日前まで」としている請求期限を「工期末まで」とし、協議により工期延長を行うこととする。

また、工期末が平成21年3月6日以前の工事については、上記2-③で「60日前まで」としている請求期限を「平成21年1月7日まで」とし、協議により工期延長を行うこととする。

【契約課】

TEL：0956-24-1111（内線3202、3203）